

ざあーまに撮って！上五島フォトコンテスト 2017 募集要項

1 趣 旨

新上五島町の魅力を島外へ広く発信するため、町内の教会、名所、祭り、町並み、人物、食べ物など、風景、自然、暮らし等を撮影した作品を募集する。（ただし、公序良俗に反しないものとする。）

また今年度は「一般部門」の他に、「Instagram 部門」を設ける。

2 募集作品

新上五島町の魅力が表現された作品とする。

新上五島町にまた来たくなるような作品とする。

今年度は2つの部門を設ける。部門は下記の通り。

- ・一般部門
- ・Instagram 部門

3 応募資格

プロ・アマ及び年齢、国籍等は問わないものとする。

4 応募条件

【一般部門】

写真データ = A 4 サイズ相当のプリントが出来る程度で、20MB 以内の JPEG（平成 29 年 2 月 1 日以降のものであれば OK）。ただし、E メールで応募する際は 5MB 以内の JPEG とする。

※毎月 1 人 3 点まで。

【一般部門・Instagram 部門】

- (1) 応募する写真は概ね平成 29 年 2 月以降に撮影した写真とする。
- (2) 撮影地、被写体ともに新上五島町内に限る。
- (3) 応募作品は未発表のもので、その他のコンテストなどに応募及び発表される予定のないものに限る。

※刊行物や写真展、インターネットなど多くの方に見られるような状態になったことのある写真は、発表済みと判断する。

- (4) 縦位置、横位置は自由とする。

- (5) 教会の写真は外観のみ応募可能とする。信者が写り込んだものについては本人の許可を得たもののみ可とし、内観の写真は不可とする。
- (6) 応募者は、本応募条件及び注意事項に同意した上で当コンテストに参加するものとします。

5 応募方法

【一般部門】

- (1) Eメールにデータを添付し「氏名、住所、電話番号、作品タイトル、撮影年月・場所、作品説明（任意）」を記入して送付する。
送付先「Eメール seisaku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp 新上五島町総合政策課 フォトコンテスト 係」
- (2) データを記録したCD-Rなどの記録媒体及びA4サイズ程度の用紙にプリントアウトした写真に「氏名、住所、電話番号、作品タイトル、撮影年月・場所、作品説明（任意）」を明記した別紙応募票を添えて郵送するか新上五島町総合政策課へ持参する。（ただし、プリントアウトを主催者に依頼する場合は、記録媒体のみです。）
※記録媒体、写真の返却はいたしません。
送付先「857-4495 南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1
新上五島町役場総合政策課 フォトコンテスト 係」
- (3) Facebook「ざあーまに撮って！上五島フォトコンテスト」アカウントへメッセージ機能を使い、「氏名、住所、電話番号、作品タイトル、撮影年月・場所、作品説明（任意）」を添えて提出する。

【Instagram 部門】

- (1) App store または Google play より「Instagram」アプリをインストールする。
- (2) 当コンテンツ公式アカウント「@shinkamigoto_photocon」を検索してフォローする。
※ダイレクトメッセージにて入選通知を行いますので、必ずフォローしてください。
- (3) 撮影した画像にハッシュタグ「#五島の日 2017」を付けて投稿する。

6 応募期間

応募期間は平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日とする。

※Instagram 部門においては、平成 30 年 1 月 31 日の午後 5 時までの投稿分までとする。

7 審査

(1) 審査の基準

新上五島町の風景、自然、文化、暮らし、生き物や日常生活などを撮影した写真。

Instagram 部門の優秀賞、入賞については、その季節に沿うものを撮影した写真とする。

(2) 審査会、審査結果の発表

【一般部門】

- ①最優秀賞（1点）
- ②優秀賞（3点）
- ③審査員特別賞（3点）
- ④協賛賞（6点予定）

【Instagram 部門】

- ⑤優秀賞（3点）（季節ごと（夏～秋～冬）に審査し、1点ずつ選出）
- ⑥入賞（9点）（季節ごと（夏～秋～冬）に審査し、3点ずつ選出）

①～③についてはプロカメラマン2名による審査、④については主催者側の開催する審査会にて協賛社による審査とする。⑤、⑥については事務局が委嘱する審査員により審査する（10月、12月、2月）。①～④については平成30年2月上旬に、町公式ホームページ、facebook等のSNS、町広報誌等で発表する。

⑤、⑥については季節ごとに審査し、HP、facebook等のSNSで発表する。

8 各賞、賞品

賞は以下のとおりとする。

【一般部門】

- (1) 最優秀賞（1点）5万円分のカメラ or レンズ
- (2) 部門別優秀賞（3点）町特産品（2万円分）※特産品選択可
- (3) 審査員特別賞（3点）町特産品（3千円分）
- (4) 協賛賞（6点）※

【Instagram 部門】

- (5) 優秀賞（季節ごとに1点の計3点）町特産品（1万円分）
- (6) 入賞（季節ごとに3点の計9点）町特産品（3千円分）

※水産加工品詰合せ、農産加工品詰合せ、うどん詰合せ、つばき製品詰合せ
高速船ペア往復チケット、ペア宿泊券 予定

9 入賞作品について

- (1) 応募作品の著作権は新上五島町に帰属する。
- (2) 新上五島町は、応募作品を町の観光振興等を目的とした広報活動等に無償で使用することができるものとする。また、広報活動等のため応募作品を第三者に無償で貸与できることとする。
- (3) 応募作品を広報活動等に使用する場合、必要に応じて画像のトリミングをできることとする。

10 その他の注意事項

- (1) 被写体の肖像権など、他者の権利を含む著作権を使用する場合は必ず権利者の承諾を得ることとする。
- (2) 万一、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決することとする。なお、新上五島町が損害を被った場合には、その損害を賠償することとする。
- (3) 応募作品について第三者から権利侵害に関する申し入れなどがあった場合には、応募者がすべての責任を負うものこととする。
- (4) 特定の人物が判別できるものなどは肖像権の保護のために審査対象から除外する場合がある。
- (5) 立ち入り禁止場所、撮影禁止場所で撮影した作品、法律や公共ルールに違反した作品は応募できない。
- (6) ソフトウェア等を利用しての画像処理は可能であるが、撮影時の状況と異なるような画像の合成および大幅な加工等の画像処理を行った作品は応募できない。
- (7) 実際と極端に異なる印象を与える作品は審査対象から除外する場合がある。
- (8) 主催者がこの応募要項に違反すると判断した作品は、審査対象から除外し受賞決定後であっても受賞を取り消すことができることとする。
- (9) 応募時に提出された作品は、返却しないこととする。

【一般部門】

- (10) データのみでの作品応募があった場合、プリントアウトは「新上五島町 役場総合政策課 フォトコンテスト係」が行う。なおプリントアウトに使用する用紙は、A4サイズとし、データの縦横比がA4サイズと異なる場合は、用紙サイズを優先するため、印刷できない部分が生じることがある。
- (11) スマートフォンアプリの Facebook から応募した場合、画素数が大きく低下するため、Facebook からのご応募の場合は、Web 上からの応募を推奨する。

【Instagram 部門】

- (1 2) スマートフォンの設定等に関する問い合わせは、携帯電話各社または製造元のメーカーに問い合わせてください。
- (1 3) 応募作品について、事務局側であまりにも不適切と判断した場合、応募者本人への写真削除依頼の他、Instagram への悪質ユーザー通報、写真の削除依頼等をする場合もあります。
- (1 4) 当コンテストは、Instagram が支援・運営・関与するものではありません。